

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第10号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。